三　次の表に掲げる期間帯の間で対当しているポジション間のホリゾンタル・ディスアローアンス（期間帯間において対当するポジション同士を相殺する場合において、対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、マーケット・リスク相当額に追加する部分をいう。以下同じ。）の額

ゾーン	期間帯（残存期間等）		同一ゾーン内（パーセント）	隣接ゾーン間（パーセント）	ゾーン一・三間（パーセント）
	表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満			
ゾーン一	一月以下	一月以下	四十	四十	百
	一月超　三月以下	一月超　三月以下			
	三月超　六月以下	三月超　六月以下			
	六月超　十二月以下	六月超　十二月以下			
ゾーン二	一年超　二年以下	一年超　一・九年以下	三十		
	二年超　三年以下	一・九年超　二・八年以下			
	三年超　四年以下	二・八年超　三・六年以下			
ゾーン三	四年超　五年以下	三・六年超　四・三年以下	三十		
	五年超　七年以下	四・三年超　五・七年以下			
	七年超　十年以下	五・七年超　七・三年以下			
	十年超　十五年以下	七・三年超　九・三年以下			
	十五年超　二十年以下	九・三年超　十・六年以下			
	二十年超	十・六年超　十二年以下			
		十二年超　二十年以下			
		二十年超			

（注）　デュレーション法に基づきホリゾンタル・ディスアローアンスの額を算出する場合においては、期間帯は表面利率三パーセント未満の欄を用いることとする。

（マチュリティ法）

第二百六十四条　マチュリティ法による算出方法は、次の各号に掲げるものとする。

一　前条第二号イの表に掲げる各期間帯により分類するマチュリティ・ラダー（マチュリティ法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引を残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下同じ。）を通貨ごとに作成し、債券等のロング・ポジション又はショート・ポジションを、各マチュリティ・ラダーに分類する。

二　各期間帯内のロング・ポジション又はショート・ポジションに前条第二号イの表に定めるリスク・ウェイトを乗じて得たもの同士を相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に十パーセントを乗じて得た額をバーティカル・ディスアローアンスの額とする。

三　前号において算出された各期間帯内のネット・ポジションを前条第三号の表に定めるところにより同表の各ゾーン内において相殺し、ゾーンごとのネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・ディスアローアンスの額とする。

四　前号において算出されたゾーンごとのネット・ポジションを前条第三号の表に定めるところによりゾーン間で相殺する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・ディスアローアンスの額とし、第二号からこの号までの規定による相殺を通じて残った額を債券等の全体のネット・ポジションの額とする。

五　取扱いの規模が小さい通貨については、まとめて一のマチュリティ・ラダーを用いることができる。ただし、異なる通貨又は異なる期間帯の対当するポジションは、相殺してはならない。

（デュレーション法）

第二百六十五条　デュレーション法による算出方法は、次の各号に掲げるものとする。

一　第二百六十三条第二号ロの表に掲げる各期間帯により分類するデュレーション・ラダー（デュレーション法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引のポジションに価格感応度を乗じて得たものを残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下同じ。）を通貨ごとに作成し、対象取引の残存期間等に対応する期間帯ごとに定められた同表の下欄に定める想定金利変動幅に対する債券等の価格感応度を計測し、これに当該債券等のポジションを乗じて得た額を、各デュレーション・ラダーに分類する。

二　前号において分類された対当するポジションを相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる額に五パーセントを乗じて得た額をバーティカル・ディスアローアンスの額とする。

三　前条第三号から第五号までに定める方法に準じて、ホリゾンタル・ディスアローアンスの額及び債券等の全体のネット・ポジションの額を算出する。

第三款　株式リスク・カテゴリー

（株式リスク・カテゴリー）

第二百六十六条　第二百五十八条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、株式（転換権のない優先株を除く。）、株式と同様の価格変動性を示す転換証券及び株式売買に係るコミットメント並びにこれらの派生商品取引並びにこれらのオフ・バランスのポジション（以下「株式等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。ただし、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

（株式リスク・カテゴリーの個別リスク）

第二百六十七条　第二百五十八条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセント（ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は四パーセント）を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数の対当するポジションは相殺することができる。

2　前項の規定にかかわらず、分散度の高い株式等ポートフォリオにより構成される指数取引を行う場合においては、そのネット・ポジションの額に二パーセントを乗じて得た額とする。

3　同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引所（金融商品取引所及び商品取引所並びに外国におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。）で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

（株式リスク・カテゴリーの一般市場リスク）

第二百六十八条　第二百五十八条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、各国について最終指定親会社等が保有するすべてのロング・ポジションの額とすべてのショート・ポジションの額の差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額の合計額とする。